

自治基本条例の普及について

○市民参加推進員について

○久喜市市民参加条例（抄）

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 3 号

（市民参加推進員の公募、登録及び役割）

第 16 条 市長は、市民参加を推進するため、13 歳以上の市民を対象にして市民参加推進員を公募し、これに応じた者を市民参加推進員として登録するものとする。

2～6 略

7 市民参加推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- （1）市の機関からの市民参加に関する情報の提供に基づき、積極的に市民参加をするよう努めるとともに、市民に対して市民参加を働きかけること。
- （2）この条例に定める事項に関し意見を述べ、又は提案すること。

<現状>

<市民参加推進員の人数>

H30. 7. 1 現在

地区名	人数:人	年代別:人					
		30代	40代	50代	60代	70代	80代
久喜	19	0	1	2	4	11	1
菖蒲	2	1	0	0	1	0	0
栗橋	6	1	0	0	3	1	1
鷺宮	2	0	0	0	1	1	0
合計	29	2	1	2	9	13	2

<普及の課題>

- ・久喜地区住民以外が少ない。
- ・市民参加推進員に登録するメリットが感じられない。
- ・若い世代が極端に少ない。

<前回の会議で出された意見>

- ・区長会、市民活動団体、女性団体、企業等への加入の働きかけをする。
- ・公募の委員に対して応募チラシを配布する。
- ・愛称をつける。

<提案に対しての事務局案>

- ・ 区長会議等においてチラシを配布する。
- ・ 公募委員が市民参加推進員未登録の場合は、登録のチラシを送付する。(第1回目の会議で配布する。または、公募の結果通知を送付する際に同封する等)
- ・ 愛称については、今回の委員会で検討する。